

## 職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

1 発生年月日  
令和6年5月1日

2 所属の種別  
高等学校

3 年齢  
35歳

4 管理職、一般職の別  
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員

6 事件・事故の概要

宮城県柴田高等学校 教諭 鹿野 <sup>か</sup>の <sup>もと</sup>き 元気は、令和6年5月1日に立ち寄ったコンビニエンスストアにおいて、持ち主が店内に置き忘れてしまった現金・カード類が入っていた財布を持ち去り、当該財布から現金約1万円を抜き取るとともに、翌日、当該財布を道路脇の茂みに投棄した。

7 処分内容  
懲戒処分として「免職」

8 処分年月日  
令和6年9月3日

## 職員の処分について（その2）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和5年12月18日から令和6年5月24日まで
- 2 所属の種別  
高等学校
- 3 年齢  
54歳
- 4 管理職、一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は、令和5年12月18日から令和6年5月24日にかけて、必要な手続きをとらず、心身の不調を理由として、21回にわたり計17日14時間18分欠勤した。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「減給6月」
- 8 処分年月日  
令和6年9月3日